

**法人理念・方針**

**「基本理念」**

ご利用者の「健やかな生活」の実現のため、心をこめた福祉サービスを全力で実行します。

**「基本方針」**

基本理念を実現するための福祉サービスとして、人権の尊重を基本とし、お一人おひとりが「その人らしい普通の生活」を主体的に過ごせるよう支援と援助を提供します。

**「私たちが決めた行動計画」**

- 1. チームワーク            助け合い、認め合い、高め合い、大きなうねりを生み出そう！
- 2. 柔軟性                 色々な考えの方を受け入れ、状況に合わせて対応しよう！
- 3. 経営理念の共有        メンバーひとりひとりが法人の理念や方針を理解し、責任を持って行動していこう！
- 4. コミュニケーション   常に声をかけあい、メンバーと意思疎通を図り、情報共有しよう！
- 5. 目標達成志向         目標に向け、個人が同じ気持ちで取り組めるよう努力しよう！

**法人の5つの視点に対する総括**

**1. 利用者視点 ～利用者満足度の向上とリスクマネジメント～**

法人内各事業所において、ご利用者への質の高いサービスの提供（ユニットケアの充実、グループケアの充実等）、他にはない独自性、特色あるケア（オムツゼロ、常食化、ターミナルケア、認知症ケア、ご利用者の外出支援等）の実現に向けて、法人内職種間の連携は基より、提携医療機関との連携も強化し、チームケアに取り組むことができた。また、接遇の向上にも力を入れ、ご家族等（アンケート結果）より高い評価をいただくことができた。さらに、厨房業務委託業者との連携により、「食の楽しみ」を重視した行事（握り寿司、そば打ち、バイキング、ご当地グルメ等）を企画、実施した。その他、虐待、事故、感染症、褥瘡等のリスク管理、さらには各種災害等に対するリスク管理の体制を整備した。

**2. 財務視点 ～安定経営に向けた収支管理と組織の強化～**

各事業所主任以上の役職者が、経営的視点を強く持ち、事業実績の向上に努めるとともに、新規加算の取得及び加算対象者の拡大等、サービスの質の向上とともに増収が可能となる取組みの強化を図ることができた。その結果、当初予算比約51,051千円、平成28年度比約48,539千円の増収を図ることができた。支出については、実績の向上に伴う人員体制の強化を図りつつも、物品納入及び業務委託について見積り合わせや定期での入札を実施し、経費の節減に努めることができ、人件費積立金支出20,000千円を除いて、50,572千円の黒字決算となった。また、平成29年度より通所事業部を創設し、通所事業所の運営効率化を図るとともに、平成30年4月より新規事業として機能訓練に特化した「和幸園自立訓練型デイサービスセンターあうるの森」を開設することとなった。

**3. 人材視点 ～人材の確保と定着～**

職員のワークライフバランスの推進（時間外勤務の減少、有給休暇取得率の向上等）に取り組むとともに、法人内研修、各事業所での新人育成プログラム（プリセプター制度等）の充実を図り、離職率の低下に努めた。また、モチベーションの向上のための慰労金「ありがとう」の支給継続、職員間のコミュニケーションの推進を目的としたセクション毎の職員間交流研修会「職場定着推進事業」（飲みニケーション）の実施を推進した。さらに、人材の育成を目的とした介護福祉士受験対策勉強会を年12回開催し、多数の合格者を出すことができた。職員採用については、採用力の強化を目的として、情報発信ツールであるホームページ、Facebookの運営、職員採用案内等のパンフレットの改善等を行うとともに、新規卒業生の採用に向け、道外学校への求人票、採用パンフレットの送付等、新たな取り組みを実施した結果、5名の新規卒業生を採用することができた。最後に、職員の働きやすい職場環境整備の1つの方策として、平成29年8月に事業所内保育所を設置し、運営を開始した。そのことにより、20代、30代の職員の安定的な採用や職員が出産後も安心して働くことができる環境の整備を図ることができた。

**4. 地域貢献視点 ～地域貢献の推進～**

法人独自の取り組みとして、認知症状改善塾の開催、石山朝市送迎バスの運行、介護なんでも相談会の実施、地域住民、小・中・高校生へ福祉教育の推進を継続した。特に、法人の地域貢献事業の目玉である認知症状改善塾は大きな反響をもたらすことができた。

**5. ガバナンス視点 ～透明性の高いコンプライアンス経営の実践～**

改正社会福祉法を遵守した法人全体の組織体制の再構築を図り、理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会、苦情解決・虐待防止第三者委員会の適正な運営等を行い、改正社会福祉法に基づいた法人運営を推進することができた。また、顧問契約先の会計事務所、社会保険労務士からの助言、指導を得て、コンプライアンス経営の推進を図ることができた。

